

柏崎市内の一部局へのマイナンバーカード申請用端末の設置

1 概要

当社と柏崎市は、包括連携協定を締結し、さまざまな連携施策を展開してきた。

今般、柏崎市から「マイナンバーカード申請の普及のため、市役所から遠い場所等の郵便局に利用者が操作できる申請用端末を設置していただけないか」との相談が柏崎市内の郵便局にあり、包括連携協定に基づき協力することとしたもの。

なお、郵便局への負担は最小限とするよう柏崎市と調整済み。

2 郵便局における対応

○ 利用者への申請用端末(タブレット)の受渡し・日常点検(破損等有無)

- ・郵便局窓口利用者から「申請用端末を利用したい」旨申し出があった場合、窓口事務室で保管している申請用端末を利用者に手交
- ・利用者から申請用端末の返納を受けて、窓口事務室で施錠保管
- ・申請用端末に破損等ないか日常点検を実施

※ 申請用端末は市役所から貸し出され、充電代以外は全て柏崎市負担

※ 申請用端末を局側が故意又は重過失によって亡失又は破損させない限り、責任を問われない

○ 利用者へのマニュアルの受渡し

- ・利用者から「申請用端末等の利用方法」の問合せがあった場合、マニュアルを利用者に手交

※ マニュアルは柏崎市が用意する

※ 利用者の操作が不明な場合は、マニュアルに記載の柏崎市役所に連絡

3 スケジュール(予定)

6月3日 サンプル実施(鉢崎局・新道局) ※サンプル時は市職員が補助者で立会い

6月24日 指示文書発出(実施内容及び協定締結)

7月1日 設置に関する協定締結

7月2日 郵便局管理者への説明会

7月上旬 柏崎市の報道発表

7月19日 先行実施局の取扱開始(鉢崎局・新道局)

8月23日 残り実施局の取扱開始(柏崎局・田尻局)